法第13条及び省令第4条に基づく書面

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合（土木工事等）

1　再資源化等に要する費用（直接工事費）　　円（税抜）

（注）運搬費を含む。

2　解体工事に要する費用（直接工事費）　　円（税抜）

（注）解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
仮設費及び運搬費は含まない。

3　分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工　程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他（　　）	その他の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

4　再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地